

Y P 休暇実施要綱

平成 3 年12月17日

山口警務第1446号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山口県警察職員が一定の事由に該当する場合に、計画的に一定期間の休暇を取得することにより、自己研さんの機会をつくり、人間的豊かさを高めるとともに、心身のリフレッシュを図り、士気高揚及び業務能率の向上に寄与することを目的とした休暇制度(以下「Y P 休暇」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(適用職員)

第 2 条 Y P 休暇を取得できる者は、山口県警察に勤務する警察職員(以下「職員」という。)とする。

2 他機関に出向又は派遣中の者は、職員として再採用又は帰県した日から適用するものとする。

(休暇の種類、対象職員、日数及び期間)

第 3 条 Y P 休暇は年次有給休暇をもって充てることとし、種類、対象職員、日数及び期間は別表のとおりとする。

(承認)

第 4 条 Y P 休暇を取得しようとするときは、休暇簿により前日までに申請して承認を受けるものとする。ただし、連続して5日以上Y P 休暇を取得しようとするときは、原則として休暇を取得しようとする日の1週間前までに申請して承認を受けるものとする。

(所属長の配意事項)

第 5 条 所属長は、Y P 休暇の取得を奨励するとともに、申請を受けた場合には、優先的に承認するものとする。ただし、業務上特に支障があると認められる場合には、休暇の取得時期を変更させるなど所要の調整を行うことができる。

(職員の心構え)

第 6 条 職員は、本制度の趣旨を理解して、休暇を有効に活用するとともに業務能率の向上に努めるものとする。

別表

種 類	対 象 職 員	日 数	期 間
Y P バケーション	30年勤続職員	連続10日程度	永年勤続表彰受賞年度内
	20年勤続職員	連続7日程度	同 上

	10年勤続職員	連続 5 日程度	勤続年数に達する年度内
	35、25、15年勤続職員	連続 3 日程度	同 上
功 勞 休 暇	警察庁長官賞、管区警察局長賞及び本部長賞詞受賞職員	3 日以内	表彰の日から 6 箇月以内
記念日休暇	全職員	3 日	該当日前後 1 箇月以内
夏 期 休 暇	全職員	6 日	6 月から 9 月までの間
ふ く ふ く 休 暇	全職員	6 日	夏期休暇実施期間中を除く適月